

免税事業者を対象とした インボイス制度説明会



令和5年10月1日よりインボイス制度が始まりました！

令和5年10月1日より、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が開始されました。インボイス（適格請求書）を発行できるのは、「適格請求書発行事業者」に限られ、この「適格請求書発行事業者」になるためには、登録申請書を提出し、登録を受ける必要があります。現在、消費税の納付が免除されている「免税事業者」も無関係ではありません。

そこで、本説明会では、消費税制度の仕組みやインボイス制度の概要、免税事業者が気を付けるべきポイントなどをわかりやすく説明します。

日 時

令和5年 **11月21日(火)**
15時00分～16時30分

会 場

八千代商工会議所2階会議室
(八千代市八千代台南 1-11-6)

定 員

25名程度（会員／非会員問わず）

受 講 料

無 料

講 師

千葉西税務署 担当者

主催/共催

八千代商工会議所
千葉西税務署

カリキュラム

1. 消費税制度の基本的な仕組み
2. インボイス制度の概要
3. 免税事業者の今後の対応
4. 質疑応答

問 合 せ

八千代商工会議所 中小企業相談所
TEL:047-483-1771

お申し込み

右記申込みフォーム、もしくは下記申込書に
必要事項をご記入の上、FAX で申し込みください。



..... 切り取らずにこのまま FAX してください

『11/21 免税事業者を対象としたインボイス制度説明会』申込書 FAX:047-483-1773

事業所名		T E L	
所在地		F A X	
参加者名			会員 ・ 非会員

※本申込書にご記入いただいた情報は、本説明会に係る連絡の他、当所主催のセミナー案内等に利用させていただきます。

定員を超えた場合のみご連絡いたします。連絡がない場合はそのまま会場にお越しください。

1 事業所につき 2 名までご参加できます。